

平成30年度 徳島 労働判例研究会 参加者募集

労働問題に精通し、数多くの労働裁判を手がけられている弁護士を講師陣に迎え、労働判例から見た労務管理の留意点を詳細に解説していただきます。

企業の経営者や人事労務部門のスタッフ、更には企業を指導する社会保険労務士の方まで、全ての方にお役に立つものと存じておりますので、是非ともご参加いただきますようご案内申し上げます。

| 開催日 | テーマ | 講師 |
|--|---|--|
| 第1回 4月5日 (木) | 「平成30年4月から本格化する無期転換制度への対策はできていますか？」 | 鳩谷・別城・山浦法律事務所   パートナー弁護士 山浦 美紀弁護士 パートナー弁護士 別城 信太郎弁護士 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・対策ができていない場合のリスクとは ・文献には書かれていない実務対応のポイント ・無期転換社員の受け入れに向けての規程・書式作りのポイント ・無期転換社員を受け入れないという対応をする場合のポイント | |
| 第2回 7月24日 (火) | 「過労死・過労自殺問題に対応するために取り組むべき対策」 | 第一芙蓉法律事務所  木下 潮音弁護士 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・過労死等防止対策推進法の概要 ・過労死及び過労自殺（精神疾患）の労災認定基準 ・長時間労働防止のための具体的取り組み ・企業の安全配慮義務及びその他の法的責任 ・ワークライフバランスの実現 | |
| 第3回 10月2日 (火) | 「女性が活躍できる職場づくりのポイント」 | 野口&パートナーズ法律事務所  パートナー弁護士 大浦 綾子弁護士 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護との両立支援制度の工夫 ・両立支援制度利用者の適正な処遇のあり方 ・パート・有期社員のモチベーション向上のための取り組み | |
| 第4回 11月30日 (金) | 「副業・兼業を巡る動きとその対応」 | 弁護士法人淀屋橋・山上合同  渡邊 徹弁護士 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・副業・兼業に関する現行法の規定や裁判例を理解する ・副業・兼業に関するガイドラインと働き方改革の動きを知る ・副業・兼業に関する実務上の対応留意点 | |
| 会場 徳島中央テクノスクール ろうきんホール 時間 13:30～16:30 | | |

(※1) 内容・講師は若干変更する場合があります。

判例を通じて労働関係法令を学ぶ実務に即した研修

【講師紹介】

| 氏名 | 略歴 | 活動内容等 |
|---------------------------------|---|---|
| 別城 信太郎 弁護士 (Shintaro Bekki) | 昭和 51 年 関西大学法学部卒業 昭和 59 年 弁護士登録 現在 鳩谷・別城・山浦法律事務所パートナー弁護士 | 使用者側弁護士として数多くの労働裁判を手がけ、労働法務に関するセミナー講師・著作も多数。経営法曹会議常任幹事。 |
| 山浦 美紀 弁護士 (Miki Yamaura) | 平成 12 年 大阪大学法学部卒業 平成 15 年 弁護士登録 (大阪弁護士会) 現在 鳩谷・別城・山浦法律事務所パートナー弁護士 | 使用者側労働法務に特化した大阪有数の法律事務所のパートナー弁護士。労使紛争に関する訴訟や交渉を手がけながら、多数の企業において、労務に関する研修講師をこなす。 |
| 木下 潮音 弁護士 (Shione Kinoshita) | 昭和 57 年 早稲田大学法学部卒業, 司法試験合格 昭和 60 年 司法修習終了 (37 期), 弁護士登録 平成 4 年 イリノイ大学カレッジオブロー卒業, LL.M 取得 | 経営法曹会議常任幹事 日本労働法学会理事 |
| 大浦 綾子 弁護士 (Ayako Oura) | 平成 15 年 京都大学法学部卒業 平成 16 年 司法修習修了 (57 期), 弁護士登録 (大阪弁護士会) 平成 21 年 米国ボストン大学ロースクール (LLM) 留学 平成 22 年 外資系企業にて企業内弁護士として勤務 平成 23 年 ニューヨーク州弁護士登録, 法律事務所 (大阪) 復帰 現在 野口 & パートナーズ法律事務所パートナー弁護士 | 「合法か」「違法か」だけにとどまらず、「人事労務的に企業としてどのように行動するべきか」を具体的に提案する弁護士。また、外資系企業における企業内弁護士 (人事部担当) として、より現場に近い立場で予防法務の観点から体制整備等にも関与した経験も有する。 |
| 渡邊 徹 弁護士 (Toru Watanabe) | 平成 9 年 京都大学法学部卒業 平成 11 年 弁護士登録 (修習 51 期) 弁護士法人淀屋橋・山上合同事務所入所 現在 同事務所パートナー就任 | 労働事件・人事労務相談 (使用者側) を中心に、法廷、講演、執筆活動などに幅広く活躍されている。 |

会費 1 名様 会員 20,000 円 会員以外 30,000 円 (単講座受講 7,500 円)

※会員とは、徳島県経営者協会、徳島県社会保険労務士会会員をいいます。

定員 70 名 (定員になり次第締め切らせていただきます。)

FAX 088-625-7898

徳島県経営者協会 行き

申込：平成 30 年 月 日

申込締切：平成 30 年 3 月 30 日

参加申込書

| | | |
|-----------|-------|-------------------------------|
| 会社 団体名 | | 経協会員・社労士会員・会員以外 (○をお付け下さい) |
| 所在地 | 〒 | |
| 申込 責任者 | 所属・役職 | TEL () - |
| | 氏名 | FAX () - |
| 参加者氏名 | | 所属・役職 |
| | | |
| | | |

個人情報の取り扱い

参加申込書記載の情報につきましては、本研究会に関わるご連絡、参加者名簿の作成など運営上の管理、ならびに当協会が主催・実施する各事業におけるサービスの提供や事業のご案内のために利用させていただきます。

お申し込みにあたって

- 参加申込書を FAX またはメールでお送り下さい。後日、参加者証・会費請求書・会場案内図を郵送いたします。メールの方は、経営者協会のホームページから申込用紙を取り出し記入してください。
- 会費は請求書に同封の振込用紙 (振込手数料は不要) でお振り込み下さい。
- 参加出来ない回がある場合は、代理の方の参加をお願いします。会費の返却はいたしかねます

お問い合わせ先

徳島県経営者協会 〒770-0865 徳島市南末広町 5 番 8-8 号 徳島経済産業会館 3 階
TEL 088-625-7701 FAX 088-625-7898
E-mail t-keikyo@tokushima-keikyo.com http://www.tokushima-keikyo.com/